

雇用保険を受給できない求職者の方へ

秋田県からのお知らせ

# 「介護・建設分野」 の職業訓練を 給付金でサポート!

1か月あたり  
**7万円**  
が受け取れる

## 秋田県特定職業訓練促進給付金

※予算がなくなり次第、終了する場合があります。



### 介護・建設分野への転職や再就職を後押しします!

介護・建設分野の職業訓練を受講する方で、雇用保険を受給できない等、一定の支給要件<sup>(※)</sup>を満たしている場合は、県独自の給付金(7万円/月)を支給します。

給付金を毎月受給しながら、訓練を通じて新たなスキルを身に付けることができます!

介護・建設分野への転職や再就職をお考えの方は、ぜひ給付金制度をご活用ください!

(※) 支給要件等の詳細については裏面をご覧ください。

### 「わたしも受給できる?」

といった疑問から、申請書の記入  
サポートまでお応えします!

給付金に関するお問い合わせ先

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

TEL.018-860-2301

(土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は除く)

# 秋田県特定職業訓練促進給付金

## (1) 支給要件

- ❑ **対象の職業訓練を受けること**  
対象の職業訓練は右側の二次元コードから確認できます。  
受講申込みは最寄りのハローワークへ!
- ❑ **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者ではないこと**  
職業訓練受講中に雇用保険を受給できる場合、県の給付金は受けられません。
- ❑ **職業訓練受講給付金の支給対象者ではないこと**  
国が支給する職業訓練受講給付金を受給できる場合、県の給付金は受けられません。
- ❑ **収入額が月8万円以下であること**  
「収入額」とは、税引前の給与、事業収入、各種年金、仕送りその他全般の収入になります。  
手取り額の収入ではありませんのでご注意ください。(一部算定外の収入もあります。)
- ❑ **金融資産額が100万円以下であること**  
「金融資産」とは、現金、預貯金、債券、株式及び投資信託になります。
- ❑ **訓練日数の8割以上に出席すること**  
給付金の支払前に訓練の出席状況を確認します。

対象の職業訓練一覧や、各種書類のダウンロードはこちら!



## (2) 主な申請書類

- ❑ 交付申請書、雇用保険に関する証明書
- ❑ 収入や資産を証明する書類の写し など  
※詳しくは右側の二次元コードからご確認ください。
- ❑ 本人確認書類、振込先の通帳等の写し

## 申請の流れ

